市報
にいがた
昭和47年5月25日発行
No. 336

毎月3回5・15・25日発行（昭和30年9月20日第三種郵便物認可）
定価 1部3円
発行所 新潟市役所
新潟市西堀6番町866
電話 代表(29)1000
編集人 本間高明
印刷所 (株)旭光社

市の人口

	前月比
人口	393,015(+2,202)
男	191,774(+1,135)
女	201,241(+1,067)
世帯数	117,590(+1,669)

47. 4. 30現在

春の清掃大作戦展開中

みんなの力で美しい街を！

春の特別清掃週間が、さる五月十五日から始まっています。

この機会に市民一人一人が身のまわりを清潔にし、お互いに清掃に対する認識を高めようーと、六月十四日までの週間中に、いろいろな行事が行なわれます。

市民ぐるみで美しいまちづくりを盛りあげてください。

この月間の行事としては、

◉春の大掃除

市では、月間中、大きなゴミの収集日にあわせて、各家庭の内外の大掃除、整理整頓をするように、呼びかけています。

◉下水溝の清掃

東・西二未事務所と協力して、町内単位の下水溝の清掃を呼びかけています。

◉不法投棄の防止とパトロールの強化

▼市では、不法投棄を未然に防ぐため、常時パトロールを強化しています。

▼防止対策については、市民のみなさんとの協力をはかるため、町内・自治会役員会議を開いて、不法投棄に対する監視や見つけた場合には市清掃業務課（電話(44)一一一一）内線一九六～九番）にすぐに連絡するなど、協力を呼びかけています。

なお、不法投棄を見つけた場合、市は警告をし、それでも聞かない場合は告訴します。

ゴミの不法投棄はやめましょう

◉ゴミ・ステーションの整備

▼交通規制のために、今までのステーションのゴミ収集に無理の生じているところがありますので、その適正な整備をします。

▼ゴミの出し方についての注意を守りましょう。

ゴミの出し方憲章

第一章 ゴミを出す日と時間を守りましょう。

第二章 ゴミは、水をよく切ってポリ袋に入れ、口をきちんとしばってから、出しましょう。

第三章 ゴミの出し場所は、いつもきちんと清潔にしておきましょう。

第四章 ゴミを出すときは、普通のゴミと危険物とを別にして出しましょう。

第五章 大型ゴミの収集日には、普通のゴミを混ぜて出さないようにしましょう。

第六章 脱脂綿類は、便所に捨てないで、ゴミと一緒に出しましょう。

街頭総合相談

関係課長が相談に応じます

「街頭総合相談」を、六月十日午後一時から午後三時半まで市役所本庁玄関前でおこないます。市では、市民のみなさんの要望や苦情をお聞きするため、各小学校区単位で「巡回市民相談」をひらいていますが、「街頭総合相談」は、より総合的に、より細く相談に応じ、実現できるものについては、より早い機会に処理を図ろうとするものです。

特に、道路関係（土木課）、下水道関係（下水道建設・管理課）、公園や緑化問題（公園緑地課）、街路網・駐車場などの都市開発（都市計画課）、ゴミ処理問題（市清掃業務課）、交通問題（交通課）などは、担当課長が相談に応じます。また、国や県への苦情などは行政監察局の職員があたりますので、お気軽に多数おでかけください。

六月十日市役所前で

前もって手続きを

事業所のゴミ処分依頼

五月五日号・十五日号の市報にも掲載しましたが、昨年九月に清掃法が全面改正されました。その結果、事業所から出されるゴミは事業所の責任で処理することになり、ゴミの処分を市で引きうける場合は、処分料金をいただくことになりました。

六月一日以降、ゴミの処分を市へ依頼される方は前もって廃棄物も掲載しましたが、昨年九月に清掃法が全面改正されました。その結果、事業所から出されるゴミは事業所の責任で処理することになり、ゴミの処分を市で引きうける場合は、処分料金をいただくことになりました。

六月一日以降、ゴミの処分を市へ依頼される方は前もって廃棄物処分依頼書を提出してください。

市では依頼書にもとづいて審査し、処分を引きうけるものに対し廃棄物処分承諾書を発行し、その分の廃棄物処分券を書さんから購入していただきます。

承諾書、処分券は、市の処理場へゴミを搬入した際に市の係員にお渡しください。

両方ないと処分を引き受けません。

これらの手続きは六月一日から東地区総合庁舎と東・西清掃工場で行なっています。堀め立て場では取り扱いません。従って、必ず前もって手続きを済ませなければなりませんので、ご注意ください。

また、これらの手続きのほか、常時処分を依頼される方は、今月中に東地区総合庁舎で、四十七年度の登録手続きを済ます必要がありますので、お急ぎください。

両川地区の不法投棄のあとしまつ

国民年金相談

本庁など十八か所で

国民年金相談を次の日程で開きます。これは国民年金制度についての疑問や悩みをお持ちの方のために行なうものです。

お気軽にどうぞ。相談時間は午前十時～午後四時です。

◉六月一日（木）
本庁（年金課）、関屋（連絡所）、入舟（連絡所）、鳥屋野（連絡所）、坂井輪（連絡所）、曽川（連絡所）、大江山（連絡所）

◉六月二日（金）
紫竹山（東地区事務所）、山ノ下（中地区事務所）、石山（連絡所）、松浜（北地区事務所）、大形（連絡所）、鳥屋野（連絡所）、南浜（連絡所）、内野（西地区事務所）、赤塚（連絡所）、中野小屋（連絡所）

市政の動きを写真で見ましょう

市民のみなさんから市政の動きを目で見ていただくために、今まで、「市民ニュース」を市役所の、東・西・中・北地区事務所、東・西・北老人福祉休憩所、ことぶき荘の十カ所に、四つ切り大の写真に説明をつけて掲示してきました。

六月から、さらに多くの市民のみなさんに見ていただくため、「市民ニュース」を十九カ所にふやし充実させることになりました。

新設場所も、大和、小林、イチムラ、長崎屋、髙屋、マルゼン、丸大の各デパートや日本海タワー、水族館で、市民のみなさんの多く集まる所を選びました。どうぞ、ご覧ください。

巡回市民相談

六月の日程

▼六月八日 赤塚小区域
赤塚連絡所二階会議室

▼六月十三日 長嶺小区域
東地区事務所附会議室

▼六月十五日 小針小区域
小針小二階普通教室

▼六月二十日 鳥屋野小区域
鳥屋小一階校長室

▼六月二十二日 豊照小二階図書室

▼六月二十七日 山ノ下小区域
中地区事務所二階

▼六月二十九日 松浜小区域
北地区事務所二階

ママの若返り教室

市体育課では、毎年「ママの若返りの教室」を行なっていますが、今年は次の要領で行ないます。

どうぞ、ご参加ください。

◉初心者コース

▼期間 六・七月の週一回

▼時間 午前十時～正午

▼場所 市体育館

▼入所日 六月五日（この日に日程がハッキリします）

▼内容 フォークダンス
整美体操
軽スポーツ

▼申込み 六月三日正午までに市体育課へ電話で、お申し込みください。（電話88－八一一一番）

▼定員 先着順で八十人

▼服装 スラックス、運動靴

◉経験者コース

▼教室開催日 六月十二日、七月一日、二十一日

▼個別練習日 六月二十二日、七月五日、十九日、ただし六月二十二日はテニスのみで、テニスシューズ、ラケットを持参ください。

▼時間 いずれも午前十時から正午

▼申込み 当日、市体育館、テニスは市営テニスコートへ直接おいでください。

1年貯蓄で最高利回り
興銀のワリコーは
6.213%
★税金は8%だけ（源泉分離で申告不要）
★いつでも換金できます。
★無記名（住所・氏名・印鑑不要）
便利な保護預り（無料）＝通帳式もございます。
お申し込みは、お近くの郵便局からもできます。（興銀専用の振替用紙をご請求ください）
日本興業銀行新潟支店 TEL(29)2331
新潟市西堀通六（市役所隣） 〒951
興銀は未来へ

でんわコーナー
ダイヤル市外通話でも夜間割引になります！
◆午後8時～9時の100番通話はラッシュアワー！
♣すぐつながり経済的なダイヤル市外通話を…
※長岡・津川・村上・両津までの近距離通話は夜間割引になりません。

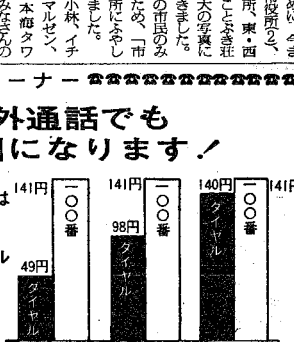

東京までの夜間料金の比較
新潟電話局